

## 高知県GAP第三者確認制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、消費者に信頼される安全な農産物の生産及び人や環境に配慮した持続可能な農業活動の実現に向け、国際水準GAPの普及推進を図るとともにGAP認証取得へのステップアップを支援することを目的に、国が示す「国際水準GAPガイドライン」に従って取り組まれていることを県が確認する制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (申請者)

第2条 申請者は、国際水準GAPガイドラインに示された該当する全ての事項に取り組み、県内で農産物を生産する個人、若しくは個人が共通の管理方法により生産を行う任意組織若しくは法人、又はそれらが組織する団体であることとする。

2 前号における団体は、申請する農産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有することとし、次の要件を満たすものとする。

(1) 代表者及び団体事務局の責任者を置くこと。また責任者はGAPに関する十分な知識を有するものであること。

(2) 団体事務局の運営を監査するための内部監査員を置くこと。

3 申請者は、GAPの取組状況について自己点検を行ったのち、第1号様式により申請書を知事に提出しなければならない。

4 申請並びに現地調査・確認に関する経費は無料とする。

### (調査)

第3条 県は、高知県GAP第三者確認制度申請書の提出があった場合、GAPの取組状況について調査員による現地調査を行う。

なお調査は、原則として農産物の生産出荷状況を確認できる時期（栽培期間中）に行うこととする。

2 団体申請の場合は、前号に加えて、次の内容について調査するものとする。

(1) 団体事務局の管理体制

(2) 団体事務局が行う内部点検の実施状況

(3) 団体を構成する生産者の取組状況

### (調査員)

第4条 調査員は、GAPの取組に精通した普及指導員等（民間認証スキーム等の指導員、審査員等の資格を有する者、研修受講者等）とし、当該制度の申請者（生産者及び団体）の住所又は、ほ場の所在地のいずれも担当地域としない農業振興センターの職員とする。

2 環境農業推進課長は調査員の所属する組織の長に、調査員の派遣を依頼する。

3 調査は、原則として2名以上の体制で行う。

### (調査方法)

第5条 調査員は、下記の事項について調査する。

- (1) 国際水準GAPガイドラインの取組事項への適合
- (2) 是正等の不適合項目への指摘、改善に対する指示、助言等
- (3) その他、確認に必要な事項

- 2 個人による申請の場合は、国際水準GAPガイドラインの各取組事項への適合性を確認し、その結果を「適合(○)」、「不適合(×)」、「該当なし(-)」に分類するとともに、その判断の根拠を明記する。
- 3 団体による申請の場合は、団体を構成する全生産者数の平方根以上を抽出し、取組状況について、国際水準GAPガイドラインの各取組事項への適合性を確認する。加えて、団体事務局の管理状況について団体事務局確認シートにより適合性を評価する。
- 4 調査員は、国際水準GAPガイドラインの該当する全ての取組事項に適合すると認められた場合は、第2号様式により環境農業推進課長に報告する。

(是正)

- 第6条 調査の結果、国際水準GAPガイドラインの該当する取組事項のいずれかに不適合があった場合、調査員はその内容及び是正指示を第3号様式に記載し、申請者に通知する。
- 2 当該申請者は、是正指示を受けた日から1ヶ月以内に第4号様式による是正報告書を知事に提出できるものとする。
  - 3 調査員は、必要と認められる場合は是正箇所について現地調査し、その結果を第2号様式により環境農業推進課長に報告する。

(点検)

- 第7条 環境農業推進課は、調査員から報告のあった調査結果について点検を行う。
- 2 点検は申請者と利害関係がなく、調査員から独立した複数人で行う。

(確認及び登録)

- 第8条 第7条による点検の結果、国際水準GAPガイドラインの該当する全ての取組事項に適合している場合に「確認」とする。
- 2 知事は、申請者の取組状況を「確認」した場合には、当該申請者に第5号様式による確認証を交付し、その内容を登録するものとする。
  - 3 知事は、点検の結果、申請者の取組が管理基準に適合していないと認めるときは、当該申請者に対して第6号様式にてその旨を通知するものとする。

(有効期間)

- 第9条 確認及び登録の有効期間は、確認証の交付日から1年とする。令和5年度に確認を受けた者についても、この限りとする。

(確認後の更新)

- 第10条 確認の更新を受けようとする場合には、第9条に規定する有効期間が満了する3ヶ月前までに、第2条の規定に準じ更新申請を行うものとする。
- 2 更新に係る調査は、確認を受けた日から1年以内実施し、第3条、第4条、第5条

及び第6条に規定された方法に準じて行う。

(監査)

第11条 県は、確認を受けた者に対し、必要があると認める際は、基準適合の可否を監査するものとする。

2 前項において、県は、改善の必要があると認める際は、確認を受けた者に対し、必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(登録内容の変更)

第12条 確認を受けた者は、登録した内容に変更が生じた場合は、第7号様式により、遅滞なく知事に届けなければならない。その際、知事は必要に応じて確認証の再交付を行う。なお、登録内容の変更は以下のとおりとする。

(1) 確認を受けた者の住所、氏名、団体名、代表者が変更になった場合

(2) 団体の確認において、団体事務局の責任者の変更、構成員の変更があった場合

(公表)

第13条 県は、制度の概要、管理基準及び確認の登録情報、第8条により登録された生産者情報等について、県のホームページ等で公表するものとする。

(確認を受けた者の遵守事項)

第14条 確認を受けた者は、関係法令を遵守しなければならない。

2 確認を受けた者は、GAPに誠意をもって取り組まなければならない。

3 確認を受けた者は、管理基準に則した管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検や内部点検を実施する。

4 確認を受けた者は、県の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

(確認の取消)

第15条 知事は、第8条で確認を受けた内容のとおり、農産物の生産、管理を行っていない場合、確認・登録を取り消すことができる。

2 前項により確認・登録を取り消した場合、第8号様式により確認を受けた者に理由を付してその旨を通知するものとする。

(書類等の整備及び保管)

第16条 確認を受けた者は、GAPの取組に関する書類、所属する構成員の名簿等を整備し、確認及び登録の有効期間から1年間保管するものとし、県の求めがあった場合にはこれを提出しなければならない。

2 県は、調査・点検の内容等、必要な書類について、確認及び登録の有効期間から1年間保管するものとする。

(事故等の対応)

第16条 本制度により確認を受けた管理に基づき生産された農産物について、事故等が

発生した場合は、確認を受けた者がその責任を負うものとし、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

2 県は、事故等が発生した場合、原因究明を行うとともに、確認を受けた者に対し適切な指導を行うものとする。

(個人情報取り扱い)

第17条 確認に際し、県が把握した個人情報等については、GAPの普及推進の用途以外の用途には用いないものとする。

(その他)

第18条 この要に定めるものの他、本制度の実施に必要な事項は農業振興部長が定めることとする。

附則 この要領は、平成30年9月27日から施行する。

附則 この要領は、令和2年9月2日に一部改正する。  
ただし、令和2年度に有効期間が満了する者はこの限りでない。

附則 この要領は、令和6年9月 日に一部改正する。  
ただし、令和6年度に有効期間が満了する者はこの限りでない